

# CLAIR REPORT

## 英国の1996年統一地方選挙

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 142 (April 30, 1997)

Council of Local Authorities  
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階  
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

# 目 次

はじめに	1
第1章 1996年統一地方選挙	2
1 選挙の対象地域	2
2 選挙前の状況	3
(1) 1992年の統一地方選挙結果	3
(2) 選挙前の予測	4
3 選挙結果	5
(1) 選挙結果総括	5
(2) 各党党首のコメント	6
4 マスコミ論調と分析	7
(1) 各政党別の選挙結果	7
(2) 次期総選挙との関連	8
(3) メジャー首相の立場	9
第2章 英国の地方選挙制度	10
1 地方団体の構造	10
(1) イングランド	10
(2) ウェールズ	10
(3) スコットランド	11
(4) 北アイルランド	11
2 統一地方選挙	12
(1) 統一地方選挙	12
(2) 選挙の実施周期	12
3 地方選挙制度	15
(1) 選挙区と定数	15
(2) 選挙権、被選挙権及び議員の任期	15
(3) 投票	17
(4) 選挙費用	17
(5) シティ (The City of London) の選挙制度	18
(参考) 1981年英国国籍法と市民権	19

## はじめに

英国では、毎年5月の第一木曜日に統一地方選挙が実施される。

今回は、イングランドの大都市圏及び非大都市圏のディストリクト、地方団体再編に伴う新しい一層制地方団体の選挙の対象となった。イングランドのカウンティ及びロンドン特別区、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにおいて、地方選挙が実施されないため、地方選挙の規模としては最も小規模な年に当たっている。

しかしながら、次期総選挙のタイムリミットが翌1997年5月となっていることから、今回の統一地方選挙は総選挙前に実施される最後の全国的な審判という意味を持っている。現保守党政権は、欧州問題に対する党内の対立、議員・閣僚の不祥事、経済情勢の好転が国民一般の実感に現れていないこと等を背景に、長期低落傾向に陥っている。一方、労働党は若いブレア党首のもとで党の改革路線を強力に進めており、労働者階層等の伝統的な支持層に留まらず、国民的な支持の拡大に結びついている。

今回の選挙の結果は、選挙前の予想通り、保守党は議席数の半数を失い大敗を喫するとともに、労働党は議席数、単独支配議会数とも大きく伸ばし圧勝した。保守党は昨年 of 惨敗に続く地方選挙史上二番目に悪い記録となったが、最悪の事態は回避することができ、メージャー首相の地位は総選挙までとりあえず安泰という結果になった。

しかしながら、総選挙まで残り僅か1年以内となった現在、与野党支持率の大きな差や深刻な党内対立等を背景として、メージャー政権は引き続き厳しい政局運営を強いられると見られている。

このレポートでは、第1章で今回の統一地方選挙の結果を報告し、第2章で英国の地方選挙制度を解説する。

このレポートの執筆は、在連合王国日本国大使館一等書記官橋本嘉一が担当した。

## 第1章 1996年統一地方選挙

### 1 選挙の対象地域

イングランドでは、毎年5月の第一木曜日に統一地方選挙が行われるが、本年は5月2日、150団体において選挙が実施された。地方議員の任期は4年であり、基本的に4年の周期で同一地方団体の地方議員が改選対象となるが、本年はカウンティ及びロンドン特別区が除かれていることもあり、地方選挙の規模としては最も小規模な年に当たっている。

また、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドについては4年ごとに（スコットランドの新しい一層制地方団体は1999年以降は3年ごとに）全議員が改選される方式を採っており、本年はこれらの地域では地方選挙が実施されていない。

今回地方選挙が実施された団体は、次の通りである。

- (1) 36大都市圏ディストリクトについて、3分の1の地方議員が改選対象。
- (2) 274非大都市圏ディストリクトの約3分の1に相当する100ディストリクトについて、3分の1の地方議員が改選対象。
- (3) 1996年4月1日に一層制地方団体として発足した13団体（前年の1995年5月に影の地方議員選挙が行われた）のうちハートルプール(Hartlepool UA（注））について、3分の1の地方議員が改選対象。

（注）「UA」は、今回の地方団体再編により新たに設立された一層制地方団体（Unitary Authority）を意味する。

- (4) 1997年4月1日に一層制地方団体として発足するため、影の地方議員選挙が行われる次に掲げる13団体については、全議員選出。

ベッドフォードシャー（Bedfordshire）カウンティ内の団体

- ・ルートン・バラ（Luton Borough UA）

バッキンガムシャー（Buckinghamshire）カウンティ内の団体

- ・ミルトン・キーンズ（Milton Keynes UA）

ダービーシャー（Derbyshire）カウンティ内の団体

- ・ダービー（Derby UA）

ドーセット（Dorset）カウンティ内の団体

- ・ボーンマス・バラ（Bournemouth Borough UA）
- ・バラ・アンド・カウンティ・オブ・ザ・タウン・オブ・プール（Borough & County of the Town of Poole UA）

ダーラム（Durham）カウンティ内の団体

- ・ダーリントン・バラ（Darlington Borough UA）

イースト・サセックス（East Sussex）カウンティ内の団体

- ・ブライトン・アンド・ホーブ（Brighton & Hove UA）

ハンプシャー (Hampshire) カウンティ内の団体

- ・ポーツマス (Portsmouth UA)
- ・サウサンプトン・シティ (Southampton City UA)

レスターシャー (Leicestershire) カウンティ内の団体

- ・レスター (Leicester UA)
- ・ラットランド (Rutland UA)

スタッフォードシャー (Staffordshire) カウンティ内の団体

- ・ストーカーオン・トレント・シティ (Stoke-on-Trent City UA)

ウィルトシャー (Wiltshire) カウンティ内の団体

- ・スウィンドン・バラ (Swindon Borough UA)

今回地方選挙の対象となった地方団体数及び議席数を整理すると、次のとおりである。

地方団体の種類	地方団体数	選挙対象団体数	対象議席数
大都市圏ディストリクト	36	36	836(1/3 改選)
非大都市圏ディストリクト	(注1) 274	100	1,536(1/3 改選)
非大都市圏一層制地方団体	新規 13	13	643(全員選出)
	(注2) 既存 14	1	15(1/3 改選)
合 計		150	3,030

(注1) イングランドの非大都市圏ディストリクトの地方団体数は、地方団体再編前は 296 団体であったが、再編の実施に伴い 1995 年 4 月に 2 団体、1996 年 4 月に 20 団体が廃止されたため、今回の地方選挙実施時点では 274 団体となっている。

(注2) 地方団体再編の結果、既に 1995 年 4 月に 1 団体、1996 年 4 月に 13 団体の新しい一層制地方団体が設立されている。

## 2 選挙前の状況

### (1) 1992 年の統一地方選挙結果

1 で述べたとおり、イングランドの地方議員の任期は 4 年であり、基本的に 4 年の周期で同一地方団体の地方議員が改選対象となることから、今回の統一地方選挙の対象議

席は原則として 1992 年統一地方選挙で選出された議席である。

1992 年の統一地方選挙は、同年 4 月 9 日の総選挙から約 1 か月後の 5 月 7 日に実施された。現メジャー首相が率いる保守党は、総選挙において事前の劣勢予想を跳ね返して勝利を収め、1979 年に誕生したサッチャー政権以来 4 期連続で政権を堅持しており、統一地方選挙においてもその勢いに乗じて議席数及び単独支配議会数（注）とも順調に伸ばしている。

（注）「単独支配議会」とは、特定の政党が過半数の議席を占めている地方議会を意味する。

1992 年統一地方選挙の結果は次の通りである。

政党名	議席数（増減）	単独支配議会数（増減）
保守党	2, 736（+ 308）	28（+ 6）
労働党	4, 143（- 365）	88（- 14）
自民党	1, 294（+ 61）	8（ 0）
その他	793（- 4）	15（ 0）
過半数政党なし	-	67（+ 8）
合計	8, 966（ 0）	206（ 0）

（出典）クレア・レポート第 52 号を基に作成

（注）1992 年の統一地方選挙には、ウェールズの 4 ディストリクトの 3 分の 1 の議員、及びスコットランドの 53 全ディストリクトの全議員が改選対象となっていること、また、今回の統一地方選挙にはイングランドの新しい一層制地方団体の全部または一部の議員が対象となっていることから、単純に数字を比較することはできない。

## （2）選挙前の予測

現保守党政権は、1992 年の総選挙及び統一地方選挙で勝利を収めた後は、下院議員補欠選挙及び統一地方選挙で連戦連敗し、長期低落傾向に陥っている。保守党不人気の要因としては、欧州統合問題に対する党内の対立や、議員・閣僚の不祥事、経済情勢の

好転が国民一般の実感に現れていないこと等が挙げられ、一方労働党は、1994年7月に41歳の若さで党首に選出されたブレア党首のもとで党の改革路線が強力に進められており、労働者階層等伝統的な支持層に留まらず国民的な支持の拡大に結びついている点が指摘されている。因みに、今回の地方選挙直前の4月25日に発表されたMORIの世論調査結果によれば、各党の支持率は保守党28%、労働党54%、自民党14%となっており、保守党は労働党に対して実に26%の大きなリードを許している。

また、英国下院の任期は5年であり、次期総選挙のタイムリミットは翌1997年5月となっていることから、今回の統一地方選挙は総選挙前に実施される最後の全国的な審判という意味を持っている。特に、今回の地方選挙は、労働党の強固な地盤であるイングランドのロンドン特別区、ウェールズ、スコットランドが対象となっていないため、保守党地盤の多いイングランドの有権者の意向がまさに問われる選挙となったのである。

選挙前の予想としては、今回の改選対象の議員は1992年の統一地方選挙で選出されており、先述の通り保守党にとっていわば発射台が高いこと、また、世論調査で保守党は労働党に支持率で大きく差を付けられていることを踏まえ、保守党の議席数は半減するだろうというのがマスコミ各紙の一般的な見方であった。

なお、投票日当日の5月2日付インディペンデント紙は、保守党の敗北を当然視した上で、敗北の程度とその評価を次のように示している。

保守党が300の議席減	→	昨年	の	惨敗	と	比較	して	著しい	改善				
〃 500	〃	→	昨年	より	は	良い	が、	依然	労働党	に	対し	大きく	後退
〃 600	〃	→	昨年	記録	した	最低	レベル	より	も	落ち	込み		
〃 700	〃	→	メー	ジャー	首相	の	進退	問題	に	発展			

### 3 選挙結果

#### (1) 選挙結果総括

開票の結果、選挙前の予測どおり、保守党は議席数の半数を失い大敗を喫するとともに、労働党は議席数、単独支配議会数とも大きく伸ばし圧勝した。また、自民党は、昨年に引き続き保守党を上回る議席数を獲得しており、地方議会レベルでは第二の政党に躍進している。

得票率については、保守党27%、労働党43%、自民党26%（5月4日付インディペンデント紙）となっており、昨年の保守党25%、労働党46%、自民党24%（クレア・レポート第112号）とほぼ同様の数字となっている。

なお、今回の投票率は31%（5月11日付エコノミスト誌）であり、昨年の38%（クレア・レポート第112号）を更に7ポイント下回っており、地方選挙における投票率の低下傾向に歯止めがかかっていないことを示している。

地方選挙の結果、各政党別の地方議員総数は、保守党が約4,400議席、労働党が約

11, 000 議席、自民党が 5, 100 議席となった（5 月 10 日付マニシパル・ジャーナル誌）。

今回の地方選挙における各政党別の議席数、単独支配議会数及びその増減状況については次の通りである。

政党名	議席数（増減）	単独支配議会数（増減）
保守党	518（－ 537）	3（－ 1）
労働党	1, 750（＋ 434）	86（＋ 10）
自民党	636（＋ 143）	23（＋ 5）
その他	126（－ 40）	3（ 0）
過半数政党なし	－	35（－ 14）
合計	3, 030（ 0）	150（ 0）

（出典）5 月 4 日付デーリー・テレグラフ紙

（注 1）「議席数」及び「単独支配議会数」の増減欄では、一層制地方団体の数値は選挙前後の比較ができないため除外されている。

（注 2）英国では、地方選挙の投票率、各党別得票率、各党別議席数及び単独支配議会数について公式の発表が行われていないため、マスコミの報道に頼らざるを得ない実状にある。従って、各紙によって発表数字が若干異なることが度々見られる。

## （2）各党党首のコメント

統一地方選挙の結果を受けて、主要政党の党首は次のようなコメントを発表している（5 月 10 日付マニシパル・ジャーナル誌を基に要約）。

### ア メージャー首相（保守党）

「我々の支持者の多くが棄権したことは残念であり、地域社会のために貢献してきた有能な保守党地方議員の多くを失ってしまった。我々は、有権者に対して何が問題となっているのかを理解してもらうために一層努力しなければならない。これは単純なことであり、保守党は人々の生活を豊かにしているのに対し、労働党はこれを貧しくするということである。経済指標を見れば、我々の政策が成功している



ことは一目瞭然である。今後労働党は彼らの政策を実現するための財源を明らかにしなければならないが、有権者が両党の政策を比較した場合には、保守党の次期総選挙における勝利が決まる。」

#### イ ブレア党首（労働党）

「地方選挙の結果は、総選挙の勝利に向けて大きな前進であり、「新しい労働党（New Labour）」にとって素晴らしい結果であるが、保守党にとっては最悪の事態である。労働党は引き続き新たな地域で住民の支持を拡大しつつあり、今や「新しい労働党」を受け入れない地域は全くない。保守党に対するメッセージは明白であり、保守党は史上最悪の一夜から一年たっても回復できなかったことである。」

#### ウ アッシュダウン党首（自民党）

「地方選挙の結果を見れば、自民党が文句無く地方政府において第二党の地位を確立したことが明らかである。自民党は、保守党が敗北すべき地域で保守党を追い出す力となり、労働党が失政を行っている地域では労働党に対抗する勢力となっている。保守党がこれほど低迷していることはかつてなく、1995年の惨敗が継続している。自民党が躍進している一方で、保守党は藁をもつかむ状態である。」

## 4 マスコミ論調と分析

### (1) 各政党別の選挙結果

保守党は、去年の惨敗に続く地方選挙史上二番目の最悪記録となった。議席数の半数を失うとともに、マンチェスター、ニューキャッスル、オックスフォード等 20 余の地方団体で議席を全て失った。特に、イングランド南東部に位置するエセックス県のバジルドンは、1980 年代のサッチャーリズムのシンボルとして、労働者階級の保守党支持者が多い地域であり、1992 年総選挙では保守党勝利の先触れと見られた地方団体であるが、保守党は改選対象の 14 議席中 13 議席を失うという惨敗を喫した。5 月 4 日付ファイナンシャル・タイムズ紙は、今回の各党別得票率で総選挙が行われたと仮定した場合には、保守党 159 議席、労働党 393 議席、自民党 80 議席という労働党圧勝・保守党惨敗の極端な数値を算出している。

しかしながら、全体として得票率は去年の地方選挙を 2 ポイント上回ったこと、また、単独支配議会について、イングランド南部のラニミードは失ったものの、メージャー首相の選挙区であるハンティンドンシャー、イングランド北部で唯一単独支配議会であるマクルスフィールド、ロンドン近郊のブロックスポーンの 3 地方団体については堅持したことから、予想された最悪の事態は回避することができたと見られている。このような点を踏まえ、ヘーゼルタイン副首相やマウイニー幹事長は、昨年よりも事態は改善していることを強調するとともに、また、地方選挙の結果を直ちに次期総選挙と関連付ける見方を否定した。

労働党は、全国的に議席数、単独支配議会数を大きく伸ばしている。特に上記のバジ

ルドンを単独支配議会としたことは今回の勝利を代表するものであり、また、中流層が多く保守党地盤と言われるイングランド南部で善戦したことは、次期総選挙の勝利に向けて重要な一歩と位置付けられている。今回の労働党の大勝は、「新しい労働党」に対して中流層も含め全国的な支持の高まりを示すとともに、党内におけるブレア党首の地位もますます強固になると見られている。

しかしながら、労働党に対して必ずしも楽観的な論調ばかりではなく、特に5月4日付タイムズ紙社説は、同党の得票率が世論調査の支持率よりも10ポイント程度下回ったこと、また、自民党が伸ばした票の多くは保守党支持層からだけでなく労働党支持層からも得ている点を指摘し、同党が未だ十分な有権者の支持を得ていないと論じている。また、ブレア党首自身、労働党が今回の地方選挙の大勝により自己満足に陥らないように注意を喚起している。

自民党は、ブレア効果の影響により最近の支持率は10%台前半と低迷しているが、世論調査の支持率を10ポイント以上上回る得票率を得るとともに、議席数、単独支配議会数とも順調に伸ばしている。特に、かつての保守党の牙城であるタンブリッジ・ウェルズのほか、ワーキングラム、ヘースティング等を単独支配議会としており、このように同党の重点地域であるイングランド南部、南西部で躍進したことは、総選挙に向けて明るい材料が得られたと見られている。

## (2) 次期総選挙との関連

地方選挙は一般に現政権に対する批判票が多く出る傾向があること、また、総選挙では地方選挙と異なり投票率が70%以上に上がること等から、統一地方選挙の結果がそのまま総選挙に直結するものとは見られていないが、翌1997年5月までに行われる次期総選挙との関係で次のような点が指摘されている。

第一に、今回の地方選挙においても、反保守党の観点から、労働党と自民党のいずれか保守党に対抗できる政党に他方の政党支持者が投票するというタクティカル・ボートィング (Tactical Voting) が広範に行われた点が指摘されている。5月4日付ガーディアン紙社説は、自民党の得票率が予想を上回った理由の一つとして、このタクティカル・ボートィングにより労働党支持層の票が自民党に流れた点を挙げている。このようなタクティカル・ボートィングが総選挙においても繰り返された場合には、特に勝敗を決する激戦区を中心として保守党にかなり不利に影響すると考えられる。

第二に、地方議員はそれぞれの党の地元活動家が多いことから、その数が大きく減少することは総選挙に向けて草の根レベルの運動に志気の低下を招く恐れがある。5月4日付デーリー・テレグラフ紙社説は、地方選挙で敗北しても国政選挙で勝利すれば良いという一部保守党の見方を批判し、長期的には地方選挙と国政選挙は関連があり、地方選挙の敗北は各地域で政治活動を行う党の中堅層を崩壊させる危険性がある点を指摘している。

第三に、昨年の地方選挙や最近の世論調査と比較して、保守党と労働党の支持率の差は 16 %にまで縮小しているが、過去に保守党が総選挙で勝利した場合でもこれほど大きな支持率の差を総選挙までの 1 年間で挽回した例はないことから、次期総選挙における保守党の勝利について厳しい見方が多い。5 月 4 日付ガーディアン紙社説は、経済的奇跡や戦争等の予期せぬ事件がない限り政府の運命は決まっており、メージャー首相は即刻解散総選挙を行うべきであると論じている。

### (3) メッセージ首相の立場

今回の地方選挙は次期総選挙前の最後の全国的選挙であり、保守党が最悪の事態を回避することができたことから、各紙ともメッセージ首相の地位は総選挙まで脅かされる心配はないとの見方で一致している。しかしながら、保守党内には通貨統合や狂牛病問題を巡り欧州統合に対する左右両派の対立が深刻化していること、経済情勢の好転によるフィール・グッド・ファクター (Feel Good Factor) が保守党の支持回復に十分現れていないこと、与野党の議席差が 1 と縮まっている中で保守党議員の死亡等に伴う補欠選挙の可能性があることなどの状況を踏まえ、メッセージ政権は引き続き厳しい政局運営が強いられると見られている。5 月 4 日付タイムズ紙社説は、保守党が今後国民の支持率を回復させるための方向として、第一に総選挙で保守党勝利のチャンスがあるというメッセージ首相をはじめ党幹部の信念を同党下院議員も共有すること、第二にブレア党首が今後労働党の政策を明らかにする過程で生ずる党内の軋轢を最大限利用すること、第三に欧州との関係で英国の主権、理想を確固として訴えることを提案している。

(注) 英国の場合は日本と異なり、各紙が政治的な立場をかなり明確に示していることから、これらの論調に対して注意して見る必要がある。因みに、クオリティ・ペーパーと呼ばれる高級紙では一般的に、デーリー・テレグラフ紙及びタイムズ紙は右寄りで保守党系、ガーディアン紙は左寄りで労働党系、インディペンデント紙及びファイナンシャル・タイムズ紙は中立と見られている。

## 第2章 英国の地方選挙制度

### 1 地方団体の構造

#### (1) イングランド

イングランドの地方団体構造は、1974年の地方団体再編によりカウンティ（日本の県に相当するもの）とディストリクト（日本の市町村に相当するもの）から構成される二層制が導入されたが、1986年に大ロンドン都（Greater London Council）及び6の大都市圏カウンティが廃止され、これら大都市圏域では一層制—ロンドンは特別区（バラ）、6大都市圏はディストリクト—が導入されることとなった。

地方団体の所管事務としては、カウンティは基本計画、輸送計画、道路管理、教育、社会福祉、消防・警察、消費者保護、廃棄物処理等広域的な行政分野を担当し、ディストリクトは住宅、開発規制、環境衛生、レクリエーション、廃棄物収集、地方税徴収等住民に身近な行政分野を担当している。なお、大都市圏域における一層制地方団体は、基本的にカウンティ、ディストリクト双方の事務を処理することとなる。

1991年4月、政府は「イングランドにおける地方団体の構造」と題する協議書を発表し、二層制を採用している非大都市圏についても一層制の地方団体構造に改革する方針を表明した。1992年3月に成立した1992年地方自治法に基づき、イングランド地方団体委員会（Local Government Commission for England）が設置され、39の非大都市圏カウンティごとに見直し作業が開始された。

その後紆余曲折を経て1996年3月に政府の最終決定が下されたが、その内容は39非大都市圏カウンティのうち、カウンティを廃止し、一層制地方団体に再編する「完全一層制」が5カウンティ、一部の区域に一層制地方団体を設立し、残りの区域には現行二層制を維持する「一部一層制」が20カウンティ、現行通りとする「二層制維持」が14カウンティであり、当初の見込みから大きく後退した結果となっている。また、類型別の地方団体数としては、再編前の「39カウンティ・296ディストリクト」から、再編後は「34カウンティ・238ディストリクト・46の一層制地方団体」となる。

これらの地方団体の再編は、1995年4月に1カウンティ、1996年4月に4カウンティ、1997年4月に10カウンティ、1998年4月に10カウンティと、各カウンティごとに制定された命令に基づいて順次実施されることとなっている。

#### (2) ウェールズ

ウェールズの地方団体構造は、イングランドと同様、1974年の地方団体再編により8カウンティと37ディストリクトから構成される二層制が導入されたが、1994年7月に成立した1994年地方自治（ウェールズ）法により、1996年4月1日、二層制の地方団体が廃止され、新たに22の一層制地方団体が設立された。

(3) スコットランド

スコットランドの地方団体構造は、1975年の地方団体再編により、一層制である3つの島しょ団体を除き、9リージョンと53ディストリクトから構成される二層制が導入されたが、1994年11月に成立した1994年地方自治（スコットランド）法により、1996年4月1日、二層制の地方団体が廃止され、新たに29の一層制地方団体が設立された。

(4) 北アイルランド

北アイルランドの地方団体構造は、上記のグレート・ブリテン地域（イングランド、ウェールズ、スコットランドの総称）とは異なり、既に1973年10月の地方団体再編により、26のディストリクトから構成される一層制を導入している。

この改革に伴い、従前まで地方行政の管轄とされていた事務の多くが中央政府機関や各種委員会に移行し、ディストリクトは公衆衛生、娯楽・レクリエーション、消費者保護、建築物の規制、市場の管理等の事務を担当している。

1996年4月1日現在における英国地方団体の構成は次の通りである。

区 分	二層制地方団体		一層制地方団体
	カウンティ	ディストリクト	
イングランド			32 特別区+シティ
ロンドン			36 ディストリクト
大都市圏			14UA
非大都市圏	35	274	
ウェールズ			22UA
スコットランド			29UA + 3 島しょ団体
北アイルランド			26 ディストリクト

## 2 統一地方選挙

### (1) 統一地方選挙

英国の地方選挙は、1972年地方自治法（現在は1983年人民代表法）に基づき、1974年以降統一して実施されており、選挙期日は原則として毎年5月の第一木曜日となっている。

### (2) 選挙の実施周期

選挙が実施される周期は、地方団体の種類によって異なっている。

#### ア イングランド

カウンティについては、4年に一度全議員が改選され、前回は1993年に実施された。

大都市圏ディストリクトについては、カウンティの選挙年以外の年に3分の1ずつ改選され、1994年から3年連続して実施されている。

非大都市圏ディストリクトについては、4年に一度の全議員改選か、または3分の1ずつの改選かいずれかを選択することができる。前者の場合は、カウンティの選挙年の中間年（前回は1995年）に実施され、後者の場合は、大都市圏ディストリクトと同様、カウンティの選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。非大都市圏ディストリクトのうち、約3分の2の団体が全議員改選方式を採用し、残りの約3分の1の団体が3分の1ずつの改選方式を採用している。

ロンドン特別区については、カウンティと同様、4年に一度全議員が改選され、カウンティの選挙年の翌年（前回は1994年）に実施される。なお、シティについては、議員の任期は1年であり、毎年改選される。

新しい一層制地方団体については、非大都市圏ディストリクトと同様、大部分の団体はカウンティの選挙年の中間年に全議員改選する方式を採用し、残りの団体はカウンティの選挙年以外の年に3分の1ずつ改選する方式を採用している。

#### イ ウェールズ

地方団体の再編前は、カウンティ及びディストリクトのいずれについても、イングランドのカウンティ及び非大都市圏ディストリクトと同様の方式を採用していたが、再編後の新しい一層制地方団体は、4年に一度全議員が改選されることになった。1995年5月に影の地方議員選挙が実施されており、次回は1999年に実施される。

#### ウ スコットランド

地方団体の再編前は、リージョン、ディストリクト及び島しょ部のいずれについても4年に一度全議員が改選され、ディストリクトはリージョン及び島しょ部の選挙年の中間年に選挙が実施された。再編後の新しい一層制地方団体は引き続き全議員改選方式を採用し、1995年4月に影の地方議員選挙が実施された。次回は1999

年に実施されるが、その後は議員の任期が4年から3年に短縮されることに伴い、3年に一度全議員が改選される。

エ 北アイルランド

北アイルランドのディストリクトは、4年に一度全議員が改選され、前回は1993年に実施された。なお、北アイルランドの選挙期日は、グレート・ブリテン地域とは異なり、5月の第3水曜日が当てられている。

以上を整理したものが次の表である。

○イングランドにおける今後の選挙スケジュール

地方団体の種類 (団体数)	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
カウンティ (35)		全議員改選			
大都市圏 ディストリクト (36)	1/3 改選		1/3 改選	1/3 改選	1/3 改選
非大都市圏 ディストリクト (274)	1/3 改選 (約 1/3 の団体)		1/3 改選 (約 1/3 の団体)	全議員改選 (約 2/3 の団体) 1/3 改選 (約 1/3 の団体)	1/3 改選 (約 1/3 の団体)
ロンドン特別区 (32)			全議員改選		
新しい一層制 地方団体 (14)	1/3 改選 (一部の団体)		1/3 改選 (一部の団体)	全議員改選 (大部分の団体) 1/3 改選 (一部の団体)	1/3 改選 (一部の団体)

(注) カウンティ、非大都市圏ディストリクト及び新しい一層制地方団体の団体数については、1996年4月1日現在の数値であり、1998年4月までの地方団体再編の実施に伴い数値は増減する。

○ウェールズにおける今後の選挙スケジュール

地方団体の種類 (団体数)	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
新しい一層制 地方団体 (22)				全議員改選	

○スコットランドにおける今後の選挙スケジュール

地方団体の種類 (団体数)	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
島しょ部 (3)			全議員改選		
新しい一層制 地方団体 (29)				全議員改選	

○北アイルランドにおける今後の選挙スケジュール

地方団体の種類 (団体数)	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年
ディストリクト (26)		全議員改選			



### 3 地方選挙制度

#### (1) 選挙区と定数

##### ア イングランド

カウンティは、ディビジョン (Divisions) と呼ばれる選挙区から 1 人の議員 (Councillor) が選出される。議員定数は、概ね 60 ～ 100 人である。

大都市圏及び非大都市圏のディストリクト、ロンドン特別区は、ウォード (Wards) と呼ばれる選挙区から 1 人または複数の議員が選出される。ディストリクトのウォードは、カウンティのディビジョンと一致する場合とディビジョンよりも小さな地域から構成される場合がある。議員定数は、大都市圏ディストリクトでは概ね 50 ～ 100 人、非大都市圏ディストリクトでは概ね 30 ～ 60 人、ロンドン特別区では概ね 50 ～ 70 人である。

##### イ ウェールズ

新しい一層制地方団体は、ディビジョンと呼ばれる選挙区からウェールズ大臣の命令により定められた数の議員が選出される。議員定数は、概ね 40 ～ 80 人である。

##### ウ スコットランド

新しい一層制地方団体は、ウォードと呼ばれる選挙区から 1 人の議員が選出される。議員定数は、概ね 20 ～ 80 人である。

3 つの島しょ団体は、ディビジョンと呼ばれる選挙区から 1 人の議員が選出される。

##### エ 北アイルランド

ディストリクトは、ウォードと呼ばれる選挙区から単記移譲式比例代表制により複数の議員が選出される。議員定数は、概ね 20 ～ 30 人である。

##### オ 選挙区、定数の改定

議員数、選挙区数、選挙区域の変更等については、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドごとに独立の第三者機関が設置され、それぞれ主務大臣に見直しを勧告することとなっている。イングランドでは、1992 年地方自治法に基づいて地方団体委員会 (Local Government Commission for England) が設置され、10 ～ 15 年ごとに定期的な見直しを行うこととされており、現在見直し作業中である。

#### (2) 選挙権、被選挙権及び議員の任期

##### ア 選挙権

次の要件を満たす者は選挙権を有する。

- ① 英国市民その他の英連邦諸国市民、アイルランド共和国市民または EU (欧州連合) 加盟国市民であること。

(注) EU 加盟国市民は、マーストリヒト条約に基づいて 1996 年より地方

選挙の選挙権及び被選挙権（下記ウ参照）が認められている。

また、英国の市民権については、巻末「1981年英国国籍法と市民権」を参照。

- ② 満18歳以上であること。
- ③ 法的欠格事由のいずれにも該当しないこと。

法的欠格事由としては、精神病施設収容者、既決囚、選挙での腐敗・違法行為により有罪判決を受けた者等が挙げられる。

- ④ 選挙人名簿に登録されていること（下記イ参照）。

#### イ 選挙人名簿

選挙人名簿に登録されるためには、10月10日（北アイルランドは9月15日）現在で当該地方団体の区域の住民でなければならない。

選挙人名簿への登録は、選挙人登録官（Electoral Registration Officer、通常はディストリクトまたはロンドン特別区の上級職員）によって毎年行われる。選挙人登録官は、郵送または訪問により選挙区内の全ての世帯に登録用紙を配布し、世帯主がこれに世帯内の選挙権者を記載することによって登録が行われる。登録を怠ったり虚偽の記載をした場合には、罰金の対象となる。

全国統計局（Office for National Statistics）が毎年公表している選挙統計によれば、ここ数年、アイルランドを除くグレート・ブリテンで約5%の被登録資格者が選挙人名簿への登録を行っていないと推計されている。

11月28日から12月16日までの間、仮名簿の縦覧が行われ、翌年の2月16日に発効する。

選挙人名簿は、地方選挙のみでなく、国政選挙及び欧州議会選挙も対象としたものであるが、選挙権者の範囲が各選挙によって若干異なるため、選挙人登録数も多少の増減が生ずる。因みに、1996年の地方選挙の選挙人登録数は、英国全体で約4,414万人である。

#### ウ 被選挙権

満21歳以上の英国市民その他の英連邦諸国市民、アイルランド共和国市民またはEU加盟国市民であって、次のいずれかの要件を満たす者は被選挙権を有する。

- ① 当該地方団体の区域で選挙人名簿に登録されていること。
- ② 立候補者として指名される日以前の12か月の間、所有者または賃借人として当該地方団体の区域に土地その他の不動産を占有していること。
- ③ 立候補者として指名される日以前の12か月の間、当該地方団体の区域に主たる、または唯一の職業を有していること。
- ④ 立候補者として指名される日以前の12か月の間、当該地方団体の区域の住民であること。

但し、次のいずれかに該当する者は立候補することができない。

- ① 破産宣告を受けている者または過去5年間に受けた者
- ② 地方議員として、2000ポンドを超える違法な支出を生じさせ、または許可した者
- ③ 過去5年間に3か月以上の禁固刑を科された者
- ④ 当該地方団体の区域において選挙の腐敗・違法行為（買収、不当威圧、詐称投票、選挙費用の限度額超過等）により有罪となった者
- ⑤ 地方団体の職員（若干の例外あり）

また、北アイルランドの場合、テロリズムに反対する宣誓をしなければならない。

#### エ 議員の任期

議員の任期は4年である。

但し、スコットランドの新しい一層制地方団体は、次回の1999年の選挙で選出される議員から任期が3年に短縮される。

### (3) 投票

選挙は、普通・直接・平等・秘密投票により実施される。選挙人は、投票所で通常午前8時から午後9時まで投票できる。

投票日に自ら投票所で投票することができない場合には、郵便投票または代理投票による不在者投票制度が認められており、1985年人民代表法によりその範囲が拡大されている。不在者投票制度が活用できる者としては、選挙人登録後住居を移転した者、病気や身体障害の者、軍人や船員等で職業上住居を離れている者、旅行者等である。平均して約2%の有権者が、これらの不在者投票制度を活用していると言われる。

なお、国政選挙については、在外居住20年以内の英国市民に対する一般的な在外選挙制度が認められているが、地方選挙には適用されていない。

地方選挙の投票率は、国政選挙が戦後一貫して70%以上であるのに対し、ほぼ40%台で推移してきたが、最近では30%台まで低下している。

### (4) 選挙費用

立候補に当たっては、国政選挙と異なり供託金の提出は求められていないが、推薦者及び後援者その他当該地域の8人の有権者から書面による同意が必要とされる。

候補者は選挙事務長（Election Agent）を指名しなければならない。選挙事務長は、候補者のために選挙運動の助言やその適正な管理を行うものであるが、特に候補者の選挙費用を正確に記録し保管する責務があり、その記録は選挙管理官（Returning Officer）に提出され、法定限度額を超えていないかどうかの確認を受ける。

選挙費用の限度額は「基本額+有権者人口比例分」で定められており、現在「205ポンド+有権者数×4.0ペンス」となっている。

## (5) シティ (The City of London) の選挙制度

### ア 組織と機能

シティはロンドン市内の約 1 平方マイル (2.6 平方キロメートル) を占める金融の中心地であり、居住人口 4 千人に対し就業人口は 35 万人に上る。シティは 800 年の長い歴史の中で、選挙制度も含め他の地方団体とは異なる地方制度が形成されている。

シティの運営は次の 3 つの会議 (Court) が行い、市長 (The Lord Mayor of London) がこれらを統括する。

#### ① 市会 (The Court of Common Council)

市会は市長、公選の市会議員 (Common Councilmen) 及び終身の長老議員 (Aldermen) から構成され、ロンドンの特別区と同様実質的な行政執行機能を有している。

#### ② 長老会議 (The Court of Aldermen)

長老会議は長老議員から構成され、その主な機能は市長の選任である。

#### ③ 市総会 (The Court of Common Hall)

市長、長老議員、シェリフ (市長と中央犯罪裁判所における陪審員を世話する役員 2 名)、フリーメン (リバリー・カンパニー (ギルドの一種) の長老会員) 及びリバリーメン (リバリー・カンパニーの平会員) から構成される。その主な機能は、市長候補 (二人) の選定や幹部職員 (シェリフ、収入役) の選任である。

### イ 選挙権と被選挙権

満 18 歳以上で、次のいずれかの要件を満たす者は選挙権を有する。有権者数は約 15,000 人である。

① 英国市民その他英連邦諸国市民、アイルランド共和国市民または (1996 年以降) EU 加盟国市民で、シティに在住している者

② 年 10 ポンド以上の非居住用資産レイトを納税している不動産所有者 (Free holder) または定期賃借権者 (Leaseholder)

満 21 歳以上の選挙権を有するフリーメンは被選挙権を有する。

### ウ 選挙区、定数及び任期

選挙区はウォードと呼ばれ、全部で 25 のウォードに分かれている。

市会議員の定数は 132 名である。

市会議員の任期は 1 年で、毎年選挙が行われる。

(参 考)

## 1981年英国国籍法と市民権

1981年英国国籍法は、市民（Citizens）を次のように分類している。

- 英国市民（British Citizens）
  - 英国植民地市民（British Dependent Territories Citizens）  
香港、バミューダ諸島等の住民
  - 英国旧植民地市民（British Overseas Citizens）  
東アフリカに住むアジア人、マレーシアに住む中国人等
  - 英国旧自治領市民（British Subjects）  
インド、パキスタン等の住民
- 上記の4種類の市民は、英連邦諸国市民（Commonwealth Citizens）に属する。
- 英国保護領市民（British Protected Persons）  
主にブルネイの住民

### (1) 英連邦諸国市民

英連邦諸国市民とは、英国王を団結の象徴とする、旧大英帝国の植民地でその大部分は既に独立している諸国の市民であり、英国市民を含むものである。現在、英連邦諸国は英国を除いて52か国であり、このうちオーストラリア、カナダ等15か国では英国王が君主（Head of State）となっている。

### (2) 英国市民

上記の市民のうち、完全な市民権を有するのは英国市民のみであり、次のいずれかに該当する者は英国市民となる。

- ア 英国で生まれ、または養子となった者で、一方の親が英国市民である者
- イ 外国で生まれた者で、一方の親が英国市民である者
- ウ 英国植民地市民、英国旧植民地市民、英国旧自治領市民または英国保護領市民で5年以上英国に居住している等、英国市民として登録される資格があり、その登録を行った者
- エ 内務大臣が帰化を認めた者

### (3) 英国旧自治領市民

元来“British Subjects”は英国王に忠誠を誓う者、すなわち「英国臣民」を意味し、1948年英国国籍法では英連邦諸国市民は同時に「英国臣民」でもあった。

しかし、1981年英国国籍法では、“British Subjects”は旧自治領（インド、パキスタン等）に住む完全な英国市民権を持たない市民を指しており、「英国臣民」という意味での“British Subjects”とは区別する必要がある。

#### (4) 市民権

選挙権、被選挙権のほか、社会保障や治安の保護を受けたり、一定の基準を満たせば警官、軍人や公務員になることができる等、基本的に英国市民とその他の市民の間に市民権について差異はないとされている。しかしながら、政府は、英国市民でなければ必要により市民権を剥奪することができるため、英国市民以外の市民は不安定な市民権を有していることになる。

また、1981年英国国籍法は、市民権について包括的な規定を設けておらず、入国及び定住の自由を定めているにすぎないため、個々の市民権についてはそれぞれの法の定めによることになる。

## CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 142 号	英国の 1996 年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール -公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 -地方分権を支える税財制度の概要-	1997/3/24
第 139 号	1996 年米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 -運輸・通信行政を中心に-	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 -6州の企業誘致政策を中心に-	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 -その理念と実態-	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 -グラウンドワークの理念と実践-	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム -FEMA と US & R 隊-	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8

CLAIR REPORT 各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.or.jp> をご覧下さい